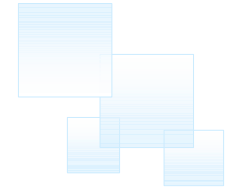


令和 3 年 3 月

近畿税理士会 天王寺支部研修



令和 3 年度 税制改正②

～個人所得課税・納税環境整備・その他～

神戸支部 藤田隆大



目次

〔個人所得課税〕

- 1. 住宅ローン控除 (p4～)
- 2. 確定拠出年金 (p7～)
- 3. 退職所得課税の適正化 (p11～)
- 4. 同族会社の社債利子 (p14～)
- 5. 個人住民税の特定配当等 (p15～)

〔資産課税〕

- 1. 住宅取得等資金の贈与 (p19～)
- 2. 教育資金の一括贈与 (p23～)
- 3. 結婚・子育て資金の一括贈与 (p25～)

〔資産課税〕

- 4. 非上場株式等に係る相続税の
納税猶予制度の要件緩和 (p26～)
- 5. 国際金融都市に向けた税制上の措
(p27～)

〔納税環境整備〕 (p28～)

〔その他〕 (p42～)

個人所得課税

個人所得課税 1.住宅ローン控除等の特例措置

改正の内容

- ①住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、控除期間が**13年**となる住宅ローン控除の特例を適用できることとする（個人住民税も同様）。
- ②上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が**40㎡以上50㎡未満**である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る**合計所得金額が1,000万円**を超える年については、適用しない。

特別特例取得 = その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

区分	契約期間
新築	令和2年（2020年）10月1日から令和3年（2021年）9月30日まで
その他	令和2年（2020年）12月1日から令和3年（2021年）11月30日まで

●特別特例取得（消費税率10%の取得）が対象であるため、個人間売買は対象外となります。

個人所得課税 1.住宅ローン控除等の特例措置

住宅ローン控除まとめ

項 目	主な要件	床面積要件	所得要件 (適用対象者の 適用を受ける年分)	契約要件		入居時期			
				・居住用家屋の新築	・分譲住宅(※)の取得 ・既存住宅の取得 ・増改築等 (※)居住用家屋で建築後使用 されたことのないもの	2019年 (令和1年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
改正前	原則	50㎡以上	合計所得金額が 3,000万円以下	—		控除期間10年			
	消費税率10%引上げに伴う反動減 対策の上乗せ措置 (控除期間13年間) ※令和元年度税制改正			—		【2019年(令和元年)10月1日から2020年(令和2年)12月31日 までに入居】 控除期間13年			
	コロナ特例 (新型コロナウイルス感染症の影響 を踏まえた上乗せ措置の弾力化) ※令和二年法律第二十五号第六条			2020年(令和2年)9月30日 までに契約	2020年(令和2年)11月30日 までに契約	【2021年(令和3年)12月31日までに入居】			控除期間 13年
改正後	消費税率10%引上げに伴う反動減 対策の上乗せ措置である控除期間 13年間の措置を延長	50㎡以上	合計所得金額が 3,000万円以下	2020年(令和2年)10月1日 から 2021年(令和3年)9月30日 までに契約	2020年(令和2年)12月1日 から 2021年(令和3年)11月30日 までに契約	【2021年(令和3年)1月1日から2022年(令和4年)12月31日 までに入居】 控除期間13年			
		40㎡以上 50㎡未満	合計所得金額が 1,000万円以下						

個人所得課税 1.住宅ローン控除等の特例措置

適用誤りに注意

- ①住宅ローン控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について合わせて適用を受けた場合の控除額（直系尊属から住宅取得等資金の贈与非課税制度及び住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例）
 - ②住宅ローン控除と居住用財産を譲渡した場合等の譲渡所得の課税の特例との重複適用
 - ③直系尊属から住宅取得等資金の贈与非課税の特例適用における所得要件
- 今回改正されていませんが、住宅ローン控除の控除率1%を下回る借入金利で住宅ローンが借り入れられているケースが散見されることから、令和4年（2022年）度税制改正において控除額や控除率のあり方が検討されています。

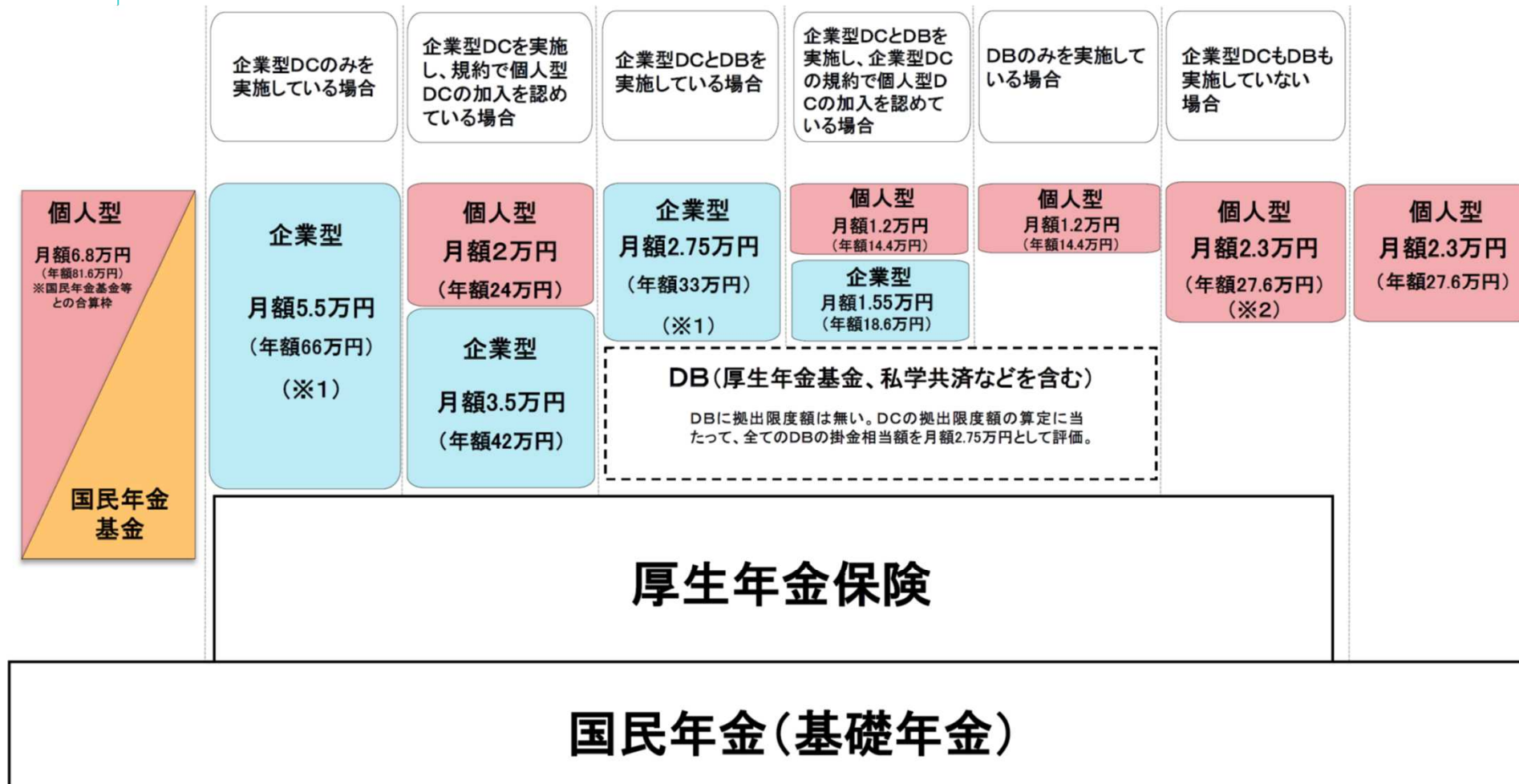
個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

改正の内容

- 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。
- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

個人所得課税 2.確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

●拠出限度額一覧（令和2年（2020年）10月）



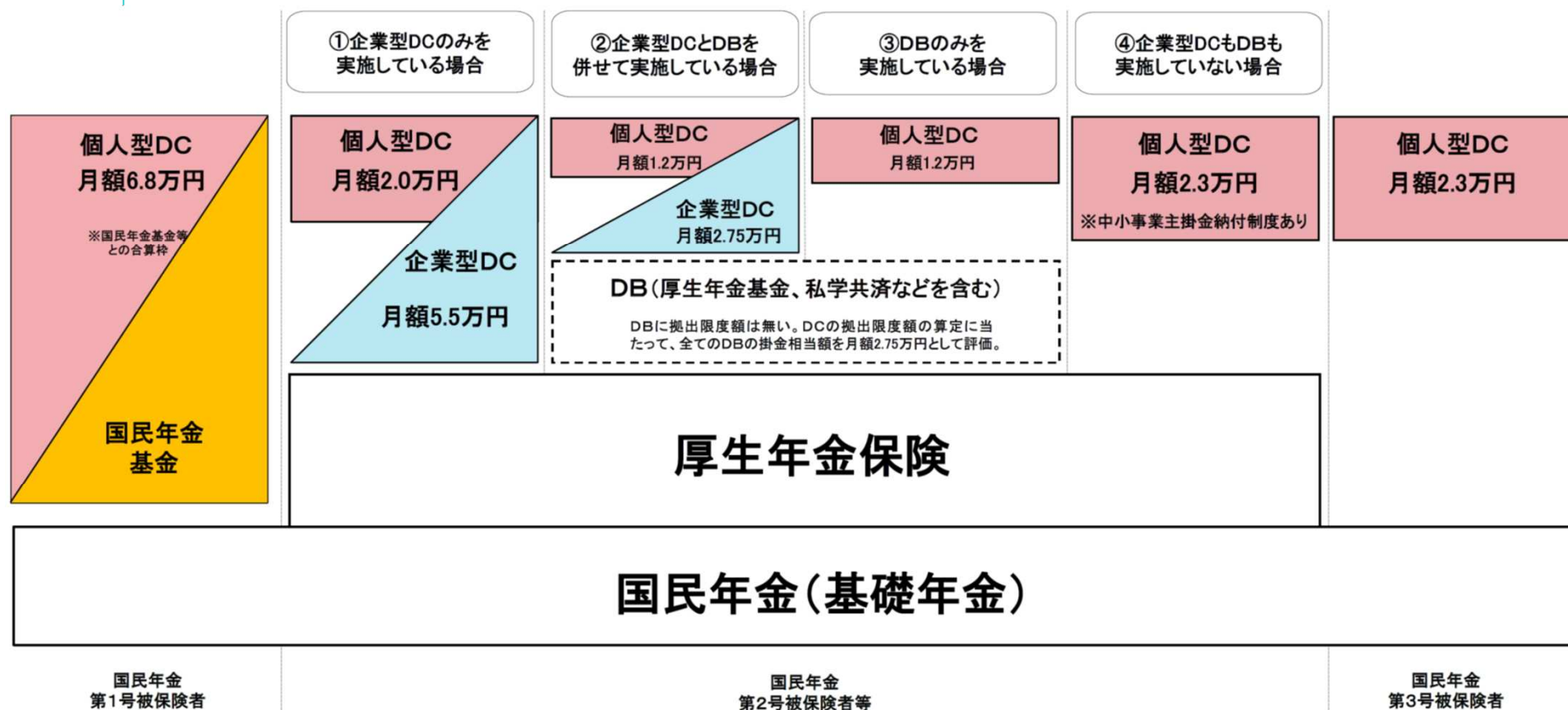
国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

個人所得課税 2.確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

●拠出限度額一覧（令和2年度改正反映 令和4年（2022年）10月以降）



個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

●主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

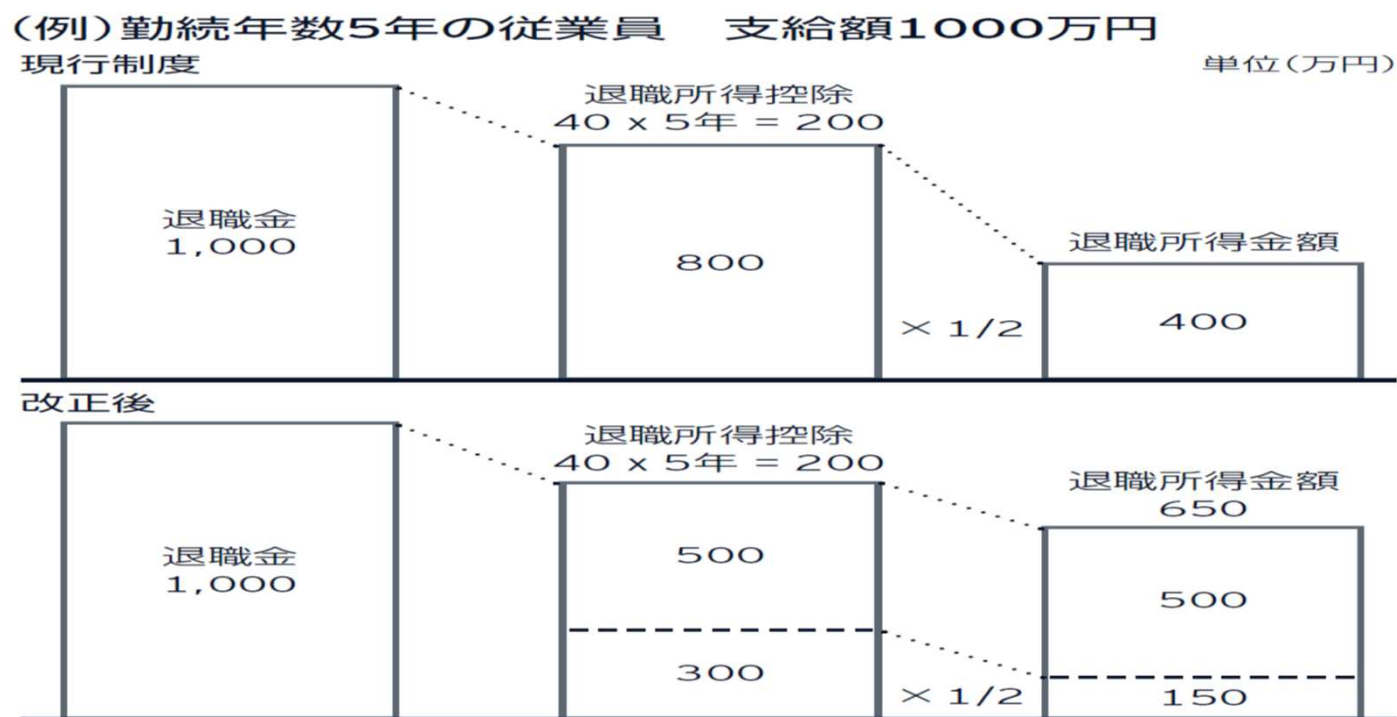
制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時	
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	全額損金算入 非課税	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止 (注) 非課税	【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除) 【一時金払い】 退職所得又は一時所得 一部課税	なし (中途引出し可)
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕			支給開始年齢まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可		全額控除 〔社会保険料控除〕			支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止		一部控除 〔生命保険料控除〕			なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	〔事業主拠出なし〕	税引き後所得から拠出	非課税	—	なし
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税

個人所得課税 3.退職所得課税の適正化

改正の内容

勤続年数5年以下の法人役員等以外の短期退職手当金等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しないこととされます。

【適用時期】 令和4年（2022年）分以後の所得税について適用されます。



個人所得課税 3.退職所得課税の適正化

(退職所得の計算式)

① (収入金額－退職所得控除) × 1/2 (注) = 退職所得の金額 (分離課税)

② 退職所得の金額 × 税率 (5%～45%累進税率) = 所得金額 (別途復興税)

退職所得の金額 × 税率 (10%) = 住民税額

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等については、1/2しない

⇒平成25年分より改正

(退職所得控除)

勤続年数20年までの部分⇒40万円/年

勤続年数20年超の部分 ⇒70万円/年

勤続年数	金額	従業員	
		改正前	改正後
5年以下	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の300万円以下の部分	2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用あり
	同300万円超の部分	2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用なし
5年超		2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用あり

●役員等の退職所得課税についての改正はありません。

個人所得課税 3.退職所得課税の適正化

(退職所得)

区分	勤続年数	退職手当等の収入金額	退職所得
①従業員の 退職手当等 (②以外のもの)	1年	340万円以下	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
		340万円超	収入金額－退職所得控除－150万円
	2年	380万円以下	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
		380万円超	収入金額－退職所得控除－150万円
	3年	420万円以下	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
		420万円超	収入金額－退職所得控除－150万円
	4年	460万円以下	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
		460万円超	収入金額－退職所得控除－150万円
	5年	500万円以下	(収入金額－退職所得控除) × 1/2
		500万円超	収入金額－退職所得控除－150万円

区分	勤続年数	退職手当等の収入金額	退職所得
②特定役員 退職手当等	1年	— (収入金額による差なし)	収入金額－退職所得控除
	2年		
	3年		
	4年		
	5年		

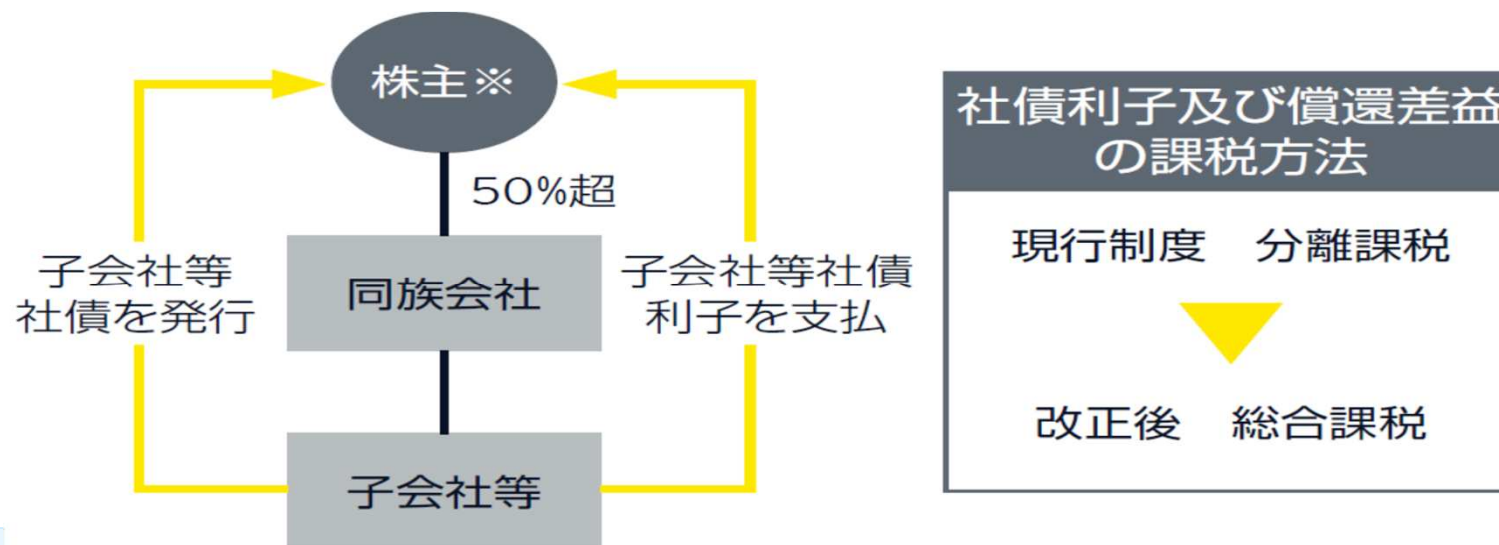
個人所得課税 4.同族会社の社債利子及び償還金の課税強化

改正の内容

同族会社が発行した社債の利子等の課税方法の見直し社債の利子のうち、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の個人株主等が支払を受けるものについては、総合課税の対象とされていますが、その**同族会社を通じて支配する子会社や孫会社等**が発行した社債の利子についても総合課税の対象となります（現行：分離課税）。

また、社債の償還差益についても、同様の取り扱いとなります。

【適用時期】 令和3年（2021年）4月1日以後の支払を受ける社債の利子及び償還金について適用



個人所得課税 5. 個人住民税の特定配当等の申告不要選択の手続きの簡素化

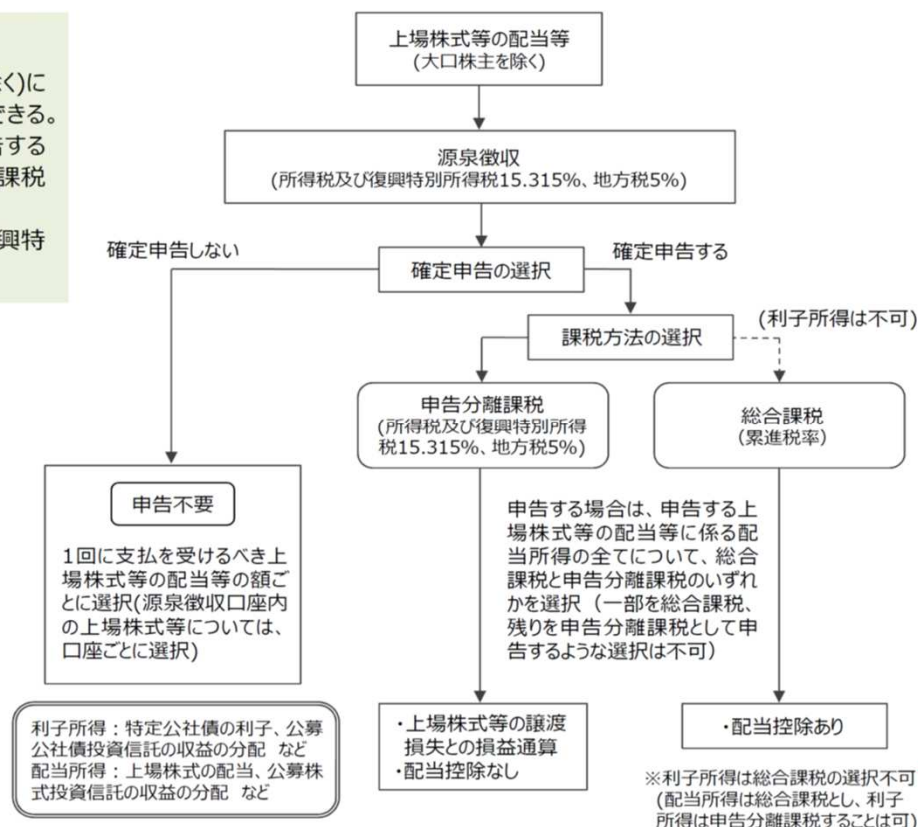
改正の内容

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加することになりました。

【適用時期】 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合

■ 概要

上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除く）については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。
なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになる。
また、申告分離課税の税率は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率が適用される。



個人所得課税 5. 個人住民税の特定配当等の申告不要選択の手続きの簡素化

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式
譲渡所得 ※1	源泉徴収ありの特定口座の場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税
配当所得	大口株主に該当しない場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税 ※2	総合課税

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

※1 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

※2 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

現行制度	改正後
所得税と別の課税方式とする場合は住民税申告が必要	住民税は申告不要とする場合は所得税確定申告書に附記

●所得税と異なる課税方式により個人住民税の課税方式を選択ができることが平成29年度税制改正で明確化されましたが、この選択の際に必要な住民税の確定申告が不要となります。

個人所得課税 近年の所得税負担の増加

近年の税制改正による所得税負担の増加

【例】役員報酬 3,000万円の甲社長（奥様は専業主婦、扶養親族なし） 所得税率40%

税制改正	内容	影響
平成28年	給与所得控除額 245万円 ⇒ 230万円	給与所得 +15万円
平成29年	給与所得控除額 230万円 ⇒ 220万円	給与所得 +10万円
平成30年	配偶者控除 38万円 ⇒ 0	所得控除 ▲38万円（33万円）
令和2年	給与所得控除額 220万円 ⇒ 195万円 +	給与所得 +25万円
	基礎控除額 38万円 ⇒ 0	所得控除 ▲38万円（33万円）

結果として、『給与所得が50万円増加』と『所得控除が76万円（66万円）減少』しています。

資産課税

資産課税 1.直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等①

改正の内容

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年（2021年）4月1日から同年12月31日までの間に住宅の新築等に係る契約を締結した場合に、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる措置が講じられます。

区分	現行制度	改正後
消費税等の税率10%適用住宅	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅	800万円	1,000万円

上記は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅に係る非課税限度額であり、一般住宅に係る非課税限度額は上記金額からそれぞれ500万円を減じた額となります。

【適用時期】 令和3年（2021年）以後に贈与を受ける場合に適用

資産課税 1.直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等①

住宅用家屋の新築等 に係る契約締結日		2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)		2021年 (令和3年)	
		4月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	4月～12月
良質な住宅用家屋	消費税率 10%	3,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	改正後1,500万円 (改正前1,200万円)
	上記以外	1,200万円	1,200万円	1,000万円	1,000万円	改正後1,000万円 (改正前 800万円)
上記以外の住宅用家屋	消費税率 10%	2,500万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	改正後1,000万円 (改正前 800万円)
	上記以外	700万円	700万円	500万円	500万円	改正後 500万円 (改正前 300万円)

- 「良質な住宅用家屋」とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれかの性能を満たす住宅をいいます。
- 個人間売買等（仲介を含む）により中古住宅を取得した者は、消費税等が課税されないため、「上記以外」に含まれます。

資産課税 1.直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等②

- ②受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡（現行：50㎡）に引き下げられます。

贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額	現行制度	改正後
1,000万円以下	床面積50㎡以上 240㎡以下	床面積 40㎡以上 240㎡以下
1,000万円超2,000万円以下		床面積50㎡以上 240㎡以下

【適用時期】 令和3年（2021年）以後に贈与を受ける場合に適用

資産課税 1.直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等②

住宅取得等資金の非課税措置を申請する受贈者は、次の要件を満たす必要があります。

1.贈与時に日本国内に住所を有していること

(注) 贈与時に日本国内に住所を有しない者であっても、次のア及びイに該当する場合は対象

ア 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者のいずれかがその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたこと。

イ 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。

2.贈与時に贈与者の直系卑属であること

3.贈与年の1月1日において、20歳以上であること

4.贈与年の合計所得金額が2,000万円以下であること

5.贈与年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をすること

6.贈与年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、又は、同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

資産課税 2.教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

改正の内容

- 下記の措置を講じた上、適用期間を令和5年（2023年）3月31日まで2年間延長。
【適用時期】 下記①及び②の改正は、令和3年（2021年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

- ① 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金について、教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を相続等により取得したものとみなされることとなります（現行：贈与者死亡前3年以内贈与のみ対象）。
ただし、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には対象外となります（現行と同じ）。

資産課税 2.教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の管理残高に係る相続税に2割加算が適用されます（現行：適用なし）。

区分	現行制度	改正後
贈与者死亡時	贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額についてのみ贈与税の対象	全ての贈与に係る残額が相続税の対象
受贈者が孫・ひ孫	2割加算の適用なし（3年以内の贈与に係る残額のみ）	2割加算の適用あり（全ての贈与に係る残額が対象）

- 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用を受けることができません。
- 信託等の契約時期により、相続財産に加算されるか否か、相続税額2割加算の対象となるか否かに違いがあるため注意が必要です。

信託等の契約日	平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
管理残高への加算	なし	3年以内は加算

資産課税 3.結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

改正の内容

- 下記の措置を講じた上、適用期間を令和5年（2023年）3月31日まで2年間延長。
【適用時期】 この改正は、令和3年（2021年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

- ① 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金に係る贈与者死亡時の管理残額について、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の管理残額に係る相続税に2割加算が適用されます（現行適用なし）。
- ② 受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行20歳以上）に引き下げられます。

区分	現行制度	改正後
受贈者が孫・ひ孫で贈与者死亡時	残額が相続税の対象 2割加算の適用なし	残額が相続税の対象 2割加算の適用あり
受贈者の年齢要件	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満

- 贈与等の時期によって、受贈者が孫・ひ孫である場合の2割加算の適用について相続時の取り扱いが異なる可能性あり。（令和3年4月1日以後の信託等）
⇒ いつ行われた贈与等であるかを相続時に確認する必要がある。

資産課税 4.非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の要件緩和

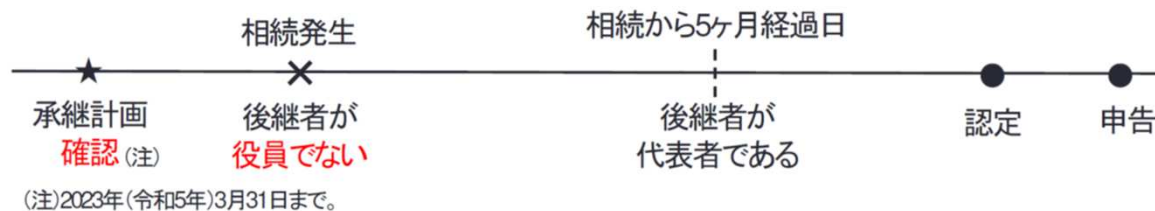
改正の内容

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の要件緩和非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員であることとされている役員要件が緩和されます。

＜後継者の役員要件＞

	現行制度	改正後
原則	後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員である必要あり。	後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員である必要あり。
例外	先代経営者等である被相続人が60歳未満で死亡した場合には役員要件不要	先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合には役員要件不要 後継者が特例承継計画の特例後継者として記載されている者である場合には役員要件不要

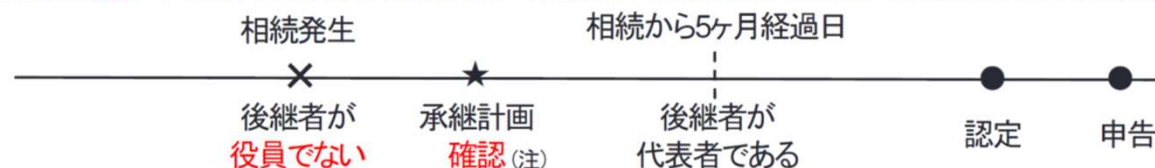
＜相続発生前に、後継者が特例後継者として記載された特例承継計画の確認を受けた場合＞



改正前
被相続人が
60歳未満の
場合のみ○

改正後
○
※被相続人の
年齢問わず

＜相続発生後に、後継者が特例後継者として記載された特例承継計画の確認を受けた場合＞



改正前
被相続人が
60歳未満の
場合のみ○

改正後
被相続人が
70歳未満の
場合のみ○

資産課税 5. 国際金融都市に向けた税制上の措置

改正の内容

●海外からの高度人材に係る国外財産に係る相続税・贈与税の特例

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされます。

具体的には、国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続もしくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされます。

●上記の在留資格 ⇒ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格
第二の在留資格（永住者、日本人の配偶者等）は含まれない

内容	現行制度	改正後
国内に居住する「在留資格」を有する者が、「国内に短期的に居住する在留資格を有する者」や「国外に居住する外国人等」に対して相続や贈与をする場合	被相続人や贈与者の居住期間が「相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合」に限って、国外財産が相続税・贈与税の課税対象外となっていた。	居住期間の縛りがなくなり、居住期間にかかわらず、国外財産に対しては相続税・贈与税が課税されないこととなる。

納税環境整備

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し

改正の概要

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直されます。

	書類等の種類		現行制度	改正後
国税関係帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、固定資産台帳など		税務署長の承認が必要 一定要件を充足し、備付けを開始する日の3月前までに申請書及び添付書類を提出	承認制度を廃止 電磁的記録の保存要件を見直し 過少申告加算税の減額 タイムスタンプ要件の緩和 適正事務処理要件を廃止 検索要件の緩和
国税関係書類等	決算関係書類、取引関係書類（契約書、領収書など）	自己が作成・発行する書類（写し） 相手先から受領する書類（スキャナ保存）	税務署長の承認が必要 一定要件を充足し、保存に代える日の3月前までに申請書及び添付書類を提出	
		電子取引による電磁的記録	承認は不要（保存義務あり）	タイムスタンプ要件の緩和 検索要件の緩和

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し①

① 電子帳簿等保存制度に係る手続きの簡素化

国税関係帳簿書類を電子的に保存する場合における、税務署長による事前承認制度が廃止されます。また、電子帳簿の保存に係る要件が緩和されるとともに、現行の要件を充たす電子帳簿については、関連して過少申告があった場合の**過少申告加算税が5%軽減**されます。

要件	現行制度	改正後
承認制度	備付けを開始する日の3月前までに承認申請	廃止
電磁的記録の保存要件	承認申請時に確認	自社にて保存要件の充足を確認
過少申告加算税の減額	—	一定要件を充足する場合に過少申告加算税を5%減額

【現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件等を満たし、その旨を事前に届け出る場合（優良な電子帳簿）】

	現行制度	改正後
青色申告 特別控除	正規の簿記の原則に従って記帳している者で、電子帳簿保存またはe-Taxで申告している場合65万円の控除を受けられる。	電子帳簿保存について、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件ならびに改正後の検索要件を満たし、その旨を事前に届け出た場合に限る。 改正後の簡易的な電子帳簿保存では要件を満たさない。
申告漏れに課される過少申告加算税	- 増差税額の10% - 期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超えるときは5%加算	電磁的記録に記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに改正後の検索要件を満たし、その旨を事前に届け出た場合に限り、 5%軽減 する。

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し①

改正により、国税関係帳簿書類は、**現行の訂正・削除要件や相互関連性要件を充たす「優良な電子帳簿」**と、**それ以外の「一般電子帳簿」**に区分され、要件や取り扱いが異なることになります。

項目		現行制度	優良な電子帳簿	一般電子帳簿
事前の承認申請		事前承認	事前に届出書を提出	廃止
真実性の確保	訂正・削除履歴の保存	訂正削除した場合に内容を確認できること	訂正削除した場合に内容を確認できること	廃止
	相互関連性	データと帳簿との相互関連性の確保	データと帳簿との相互関連性の確保	廃止
	関連書類等の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け
可視性の確保	見読可能性の確保	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること
	検索機能の確保	取引年月日、勘定科目、取引金額その他帳簿の種類に応じた検索項目を設定	検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限る	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じることとする場合には左の要件は不要
		日時、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる 2以上の任意の項目を組み合わせ条件設定することができる	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じることとする場合には左の要件は不要	

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し②

② 検索機能の確保要件の簡素化

国税関係帳簿書類を電子的に保存する場合に要求されていた、検索機能の確保要件が、以下のとおり簡素化されます。

スキャナ保存制度や、電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度についても、現行の検索機能の確保要件が、同様に簡素化されます。

	現行制度	改正後
(ア)	「取引年月日」「勘定科目」「取引金額」「相手方勘定科目」など、国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定できること	検索項目が「日付」「金額」「取引先」に限定される
(イ)	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること	保存義務者が、税務職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じるときは、左記（イ）及び（ウ）の検索要件を不要とする
(ウ)	2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること	

※ 売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記のダウンロード要求に応じるときは、（ア）（イ）（ウ）の検索要件のすべてが不要とされます。

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し③

③ スキャナ保存制度の要件緩和

【国税関係書類のスキャナ保存制度】

		現行制度	改正後
税務署長の承認		スキャナ保存を開始する3月前の日まで	廃止
領収書への自署		受領者がスキャンする場合には領収書に自署	署名不要
タイムスタンプの要件	付与期限	3日以内	最長2カ月+7営業日以内に統一
	受領者等の自署	必要	不要
	タイムスタンプの付与	必要	一定の場合には不要（※1）
適正事務処理要件		- 相互牽制 - 定期的な検査 - 再発防止策の社内規定整備等	廃止
検索機能の確保	検索項目	- 取引年月日 - 勘定科目 - 取引金額 - その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目	- 取引等の年月日 - 取引金額 - 取引先
	検索機能	- 日付、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる 2以上の任意の項目を組み合わせ条件設定することができる	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じる場合には、検索の要件不要
読取りに関する要件		200dpi以上の解像度、カラー画像による読み取り、大きさ情報の保存	200dpi以上の解像度、カラー画像による読み取り、大きさ情報の保存
見読可能性の確保		見読可能装置の備付け、整然明瞭出力	見読可能装置の備付け、整然明瞭出力

※1 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）において、その電磁的記録の保存を行うことを持って、タイムスタンプの付与に代えることができるとされています。

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し④

④ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件

電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度について、タイムスタンプの付与期間がスキャナ保存制度と統一されます。

【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件】

	現行制度	改正後
保存上の措置（タイムスタンプ）	取引先から受領した領収書等の電子データの保存方法として、タイムスタンプを付与するときは、受領後、遅滞なく付与	タイムスタンプ付与までの期間はスキャナ保存と同様に最長2カ月＋7営業日以内に統一
保存方法	電子取引データは書面で出力して保存することも認められる	電子取引データの書面に出力しての保存措置は廃止
検索項目	・取引年月日 ・勘定科目 ・取引金額 ・その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目	・取引等の年月日 ・取引金額 ・取引先
検索機能	・日付、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる ・2以上の任意の項目を組み合わせ条件設定することができる	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じる場合には、検索の要件不要
罰則	電子取引データの改ざん等の不正行為があった場合でも、重加算税の他に特別な罰則なし	電子取引データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し

- スキャナ保存が行われた国税関係書類や、申告所得税・法人税・消費税における電子取引の電磁的記録に関し、隠蔽又は偽装された事実があった場合には、重加算税については、通常課される重加算税に加え申告漏れに係る本税の10%に相当する金額を加算した金額となります。

【適用時期】 令和4年1月1日以後に申告期限が到来する国税に適用

- 電子取引の取引情報の保存について、電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止となります。

【適用時期】 令和4年1月1日以後に行う保存を行う国税関係書類等に適用

納税環境整備 2. 税務関係書類における押印義務の見直し

改正の内容

税務署長等に提出する税務関係書類のうち、納税者の押印を求めているものについては、原則として押印義務が廃止されます。一方、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

この改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されますが、押印を要しないこととなる税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印を求めないこととされます。

【適用時期】 令和3年（2021年）4月1日以後に提出する税務関係書類

押印不要となる書類の例	引き続き押印を要する書類の例
・ 確定申告書 ・ 給与所得者の扶養控除等申告書	・ 遺産分割協議書 ・ 不動産抵当権設定登記承諾書 ・ 第三者による納税保証書

改正の内容

① 滞納処分免脱罪の適用対象の拡大

滞納処分の執行を免れる目的で財産の隠ぺい等をしたものに適用される滞納処分免脱罪の適用対象について、納税者等が徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外財産の隠ぺい等の行為をした場合が加えられます。令和4年1月1日以後にした違反行為について適用されます。

② 無償譲渡の譲受人等の第二次納税義務の拡充

徴収共助の要請をした滞納国税につき、滞納処分や徴収共助をしてもなお徴収不足となる場合に、その不足が、法定納期限の1年前の日以後に行われた国外財産の無償譲渡等起因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を賦課できることとされます。令和4年1月1日以後に滞納となった国税について適用されます。

●滞納処分は執行管轄権のある国内財産にのみ執行可能であるため、国外財産については、徴収共助の要請ができない国に移転して隠ぺいしたり、関係者に無償譲渡したりすることで、徴収共助や第二次納税義務を免れることが可能でした。上記①及び②の改正は、このような悪質な行為を抑止し、国際的な租税回避を防ぐことを目的とした措置と考えられます。

改正の内容

国内に拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任されることを確保する措置が講じられます。

① 納税管理人の選定・届出の要請

納税管理人を定めるべき納税者に対して税務調査を行う必要が生じた場合、税務当局はその納税者に対して、納税管理人を必要とする業務を「特定事項」として明示した上で、一定期間内に納税管理人の選定・届出をするよう要請できることとされます。

② 納税管理人の受任要請

税務当局は、国内に住所又は居所を有し、かつ、上記の特定事項につき便宜を有する者（国内便宜者）に対し、その納税者の納税管理人となることを要請できることとされます。

③ 税務当局による特定納税管理人の選定

納税者が①の要請に応じず、指定期日までに納税管理人の届出を行わない場合には、税務当局は②の要請を受けた国内便宜者のうち、下記の「国内関連者」を、特定事項を処理させる「特定納税管理人」として指定することができることとされます。

納税環境整備 4.納税管理人制度の拡充

(国内関連者の範囲)

納税者の区分	税務当局が納税管理人に指定することができる 国内関連者の範囲
法人	・納税者と相当な関係がある者として、移転価格税制における特殊の関係がある者（50%以上の保有関係がある法人等） ・納税者の役員及びその役員と生計同一の親族
個人	・納税者の国内居住親族（成人かつ生計同一）
共通	・納税者との契約により、その課税の起因となった資産、事業、取引に対して密接な関係を有する者（※1） ・納税者の販売するデジタルコンテンツに係る継続的な取引仲介者（※2）

※1： 不動産譲渡の場合の不動産管理会社や、非居住者である個人と共同で事業を営んでいる者など

※2： プラットフォーマーなど

【適用時期】 令和4年1月1日以後に行う、上記①～③の要請について適用されます。

改正の内容

① スマホアプリによる納付手段の創設

電子情報処理組織による通知に基づいて行う国税の納付について、スマートフォンアプリ決済サービスを使用する方法により行うことができるようになります。

【適用時期】 令和4年1月4日以後に納付する国税について適用。

② e-Taxによる申請等の方法の拡充

e-Taxを使用する方法による行うことができない申請等について、書面による申請に代えて、スキャナによる読み取り等により作成したイメージデータの送信によって申請等を行うことができるようになります。令和3年4月1日以後に行う申請等について適用されますが、該当する申請等については、施行日前であっても、運用上、当該方法によって行うことができることとされます。

納税環境整備 5.納税手続きの電子化・その他

③ クラウドサービス等を活用した法定調書の提出方法の創設

法定調書の提出義務者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、以下の2要件を共に満たす方法により、法定調書を提出することができるようになります。

- ・ 国税庁長官が定める基準に適合することについて認定を受けたクラウド等に備え付けられたファイルにその法定調書のデータを記録すること
- ・ 税務署長に対して法定調書のデータを閲覧する等のアクセス権を付与すること

【適用時期】 令和4年1月1日以後に提出する法定調書について適用。

④ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAXを通じた電子納付を可能とする措置が講じられます。

【適用時期】 令和5年度以後の課税分について適用。

⑤ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

市町村は、給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用及び納税義務者用）について、一定の特別徴収義務者の要請があるときは、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付することとされます。

その他

その他

1.自動車重量税のエコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税が、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費基準の見直しを行った上で、令和5年（2023年）4月30日まで2年間延長されます。

2.土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の固定資産税の課税標準額については、地価上昇による価額が増額する場合においても、令和3年（2021年）度に限り、令和2年（2020年）度の課税標準額と同額に据え置かれます。地価下落による価額が減少している場合には、下落した価額を基準に固定資産税が課税されます。また、土地に係る負担調整措置については、令和5年（2023年）度まで継続されます。

3.課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し（消費税）

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができます。

その他

4. 金地金の仕入税額控除要件の範囲の見直し（消費税）

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除を受けるための要件として保存することとされている課税仕入れの相手方の本人確認書類のうち、在留カードの写し及び国内に住所を有しない者の旅券の写しなどの書類を除外することとされます。

【適用時期】 令和4年（2021年）10月1日以後に事業者が行う課税仕入れについて適用。

5. 輸出免税における書類の保存（消費税）

関税法第76条第1項に規定する郵便による輸出をし、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受ける郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならないこととされます。

【適用時期】 令和3年（2021年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用。

6. IRに関する税制

IRに関する税制の方向性の検討がなされました。カジノに関して、所得税については、国際競争力確保の観点から、非居住者は非課税、国内居住者は課税とされます。また、カジノ売上の消費税や、法人税における顧客還元（キャッシュバック）の取り扱いについても明確化されます。

【適用時期】 令和4年（2022年）度以降の改正で具体化。